

## 清水町いきいきふるさとづくり寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の特色ある事業の推進に寄附者の意向を反映し、寄附金を財源として、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(寄附金の使途指定等)

第2条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。

- (1) 安全・安心に暮らしつづけるまち事業
- (2) 健やかで笑顔あふれるまち事業
- (3) 学びから生きる力を育むまち事業
- (4) 地域資源と産業を活かし挑戦するまち事業
- (5) 快適で安らぎを感じられる住みよいまち事業
- (6) 多様なつながりで協働するまち事業

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、まちづくりの課題に応じて、町長が前項の寄附金の使途に係る指定を行うものとする。

(基金の設置)

第3条 寄附者から收受した寄附金を適正に管理運営するため、清水町いきいきふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積み立て)

第4条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める範囲とする。

(基金の管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第7条 基金は、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第8条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第4号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。